

【4-(1) 子ども安全の部】

子ども安全の部

1 会費

Aコース 1年間 300円 ※会費内訳 [共済事業 190円 その他事業 110円]

幼稚園児, 小学生, 中学生, 高校生, 教職員

Bコース 1年間 400円 ※会費内訳 [共済事業 350円 その他事業 50円]

(特別団体) 学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体に属する小学生・中学生・高校生
及び教職員・指導者

※10月1日以降の追加加入者は会費が半額です。

2 共済契約者

県内の単位PTA会長

3 被共済者(共済金支払の対象者)の範囲

- (1) 学校に在籍する幼稚園児, 小学生, 中学生, 高校生, 教職員
- (2) 特別団体の活動における指導者

4 共済金の支払対象となる活動及び共済金額等

- (1) 学校教育外活動
- (2) 学校教育内活動
- (3) 特別団体の活動

【説明要点】

☆ 子ども安全の部は、AコースとBコースがあります。

- 1 会費は 年間、Aコース 300円、Bコース 400円です。
会費内訳は記載のとおりです。 (第19条と第40条)

※印にあるとおり、子ども安全の部の会費は、10月1日以降の追加加入者は半額の150円と200円です。 (第20条)

- 2 共済契約者は、県内の単位PTA会長です。 (第16条)
- 3 被共済者は、単位PTAを組織する**学校に在籍する**幼児、小学生、中学生、高校生、教職員、特別団体活動の指導者です。 (第17条)
※質問がよくありますが、**保護者がPTA会員の条件はありません。**
- 4 対象活動は、学校教育外活動、学校教育内活動、特別団体の活動です。
※自宅との往復経路を含みます。 (第18条)

【 4 - (2) 活動区分・活動内容例・会費】

活動区分	活動内容例	被共済者	会費
(1) <u>学校教育外活動</u>	ア 単位PTA主催又は共催による行事、 <u>単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事</u> 、並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会、各種競技会、発表大会、夏季プール開放、キャンプ、海水浴、音楽会、土曜日の補習等 ※単位PTA主催・共催行事、要請行事等は、単位PTA会長又は他団体長名と連名の文書が必要	児童生徒等 教職員	Aコース (三百円) Bコース (四百円)
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で、PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動	児童生徒等	
(2) <u>学校教育内活動</u>	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動 各教科・道徳の教育活動、特別活動、総合的な学習の時間の活動 イ 教育課程外の教育活動 部活動 ウ 登下校 エ その他 休息・休憩時間中などでの活動等	児童生徒等 教職員	Aコース (三百円) Bコース (四百円)
(3) <u>特別団体の活動</u>	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	児童生徒等 教職員 指導者	

【説明要点】

(1) 学校教育外活動の活動内容例の

アは、単位PTA主催等の行事と単位PTAが参加を計画した他の団体から要請のあった行事等です。

※単位PTAの主催行事以外でも単位PTA会長が参加を認めた他団体の行事等も対象になります。

イは、PTA行事等の保護者の活動に同行した児童生徒等の活動です。

※PTA行事に子供を連れてきた場合も対象となります。

(2) 学校教育内活動は記載のとおりです。

※ウの登下校の場合は、学校が定めた通学路及び規定の範囲内です。

(3) 特別団体の活動は、単位PTA会長が認めた部活動やクラブ等です。

(第18条)

※ 表の右端会費欄をご覧ください。Aコース、Bコースの活動区分です。

Aコースは、(1)(2)の学校教育外活動と学校教育内活動

Bコースは、(1)(2)(3)全ての活動が対象です。

(第23条)

【4-(3) 活動区分と共済金額】

活動区分	共 済 金 額	
(1) 学校教育外活動	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡共済金 1,500万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,500万円～48万円 ・負傷共済金 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円） 保険外診療の歯科補綴 最高11万円（実費） 	<p><u>(交通事故の場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡共済金 300万円 ・障害共済金 300万円～11万円 ・負傷共済金 入院 2万6千円 (1回限り) 通院 1万3千円 (1回限り)
(2) 学校教育内活動	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡共済金 990万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,100万円～37万円 ・<u>負傷共済金（登下校時のみ）</u> 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円） 	<p>※登下校中の交通事故は、通常の登下校経路上の場合に限る。 (教職員は除く。)</p>
(3) 特別団体の活動	<p><u>(1) 学校教育外活動欄と同じ共済金</u></p>	

【説明要点】

- ☆ 死亡共済金や障害共済金はそれぞれ記載のとおりです。
- ☆ 負傷共済金は、(1) 学校教育外活動、(2) 学校教育内活動ともに自己負担額 1,000 円以上で療養費用の 4/10 で最高 20 万円です。診断書等の保険診療点数を基に計算します。
- ☆ (3) の特別団体の活動の共済金額は、(1) の学校教育外活動と同じです。
- ☆ 交通事故の場合の負傷共済金は、1 回限りの定額です。
入院 26,000 円、通院 13,000 円、入院と通院があった場合 39,000 円です。

※ (2) 学校教育内活動の負傷共済金は注意が必要です。

- ・「体育の授業や休み時間にけがをしました。学校教育内活動ですので対象になりますよね。」と質問がよくあります。
- ・活動区分としては学校教育内活動ですので対象となっていますが、
- ・共済金額の欄の(2) 学校教育内活動の負傷共済金は「**登下校時のみ**」となっているため、授業中や休み時間等のけがは「共済金の支給はない。」ということになります。

(第 18 条と第 23 条)

【4-(4) 共済金支払いの制限】

* 次のような場合は、共済金は支払われません。

- 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないものの場合
- 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合
- 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位 PTA 会長の許可を得ていない場合
- 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合
- 学校教育内外活動及び特別団体における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、**急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の傷害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合**
- 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車での登下校中の交通事故の場合
- 子ども安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意若しくは重大な過失の場合
- 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- 地震、津波、噴火などによる場合
- 核燃料物質(使用済燃料を含む。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

【説明要点】

☆ 表の下の方に、子ども安全の部の共済金支払の制限事項があります。(第 22 条)

※よくある共済金支払の制限事項として、左側の●の6番目の

「学校教育内外活動及び特別団体における活動で、因果関係がはっきりした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、**急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の傷害の場合**」です。

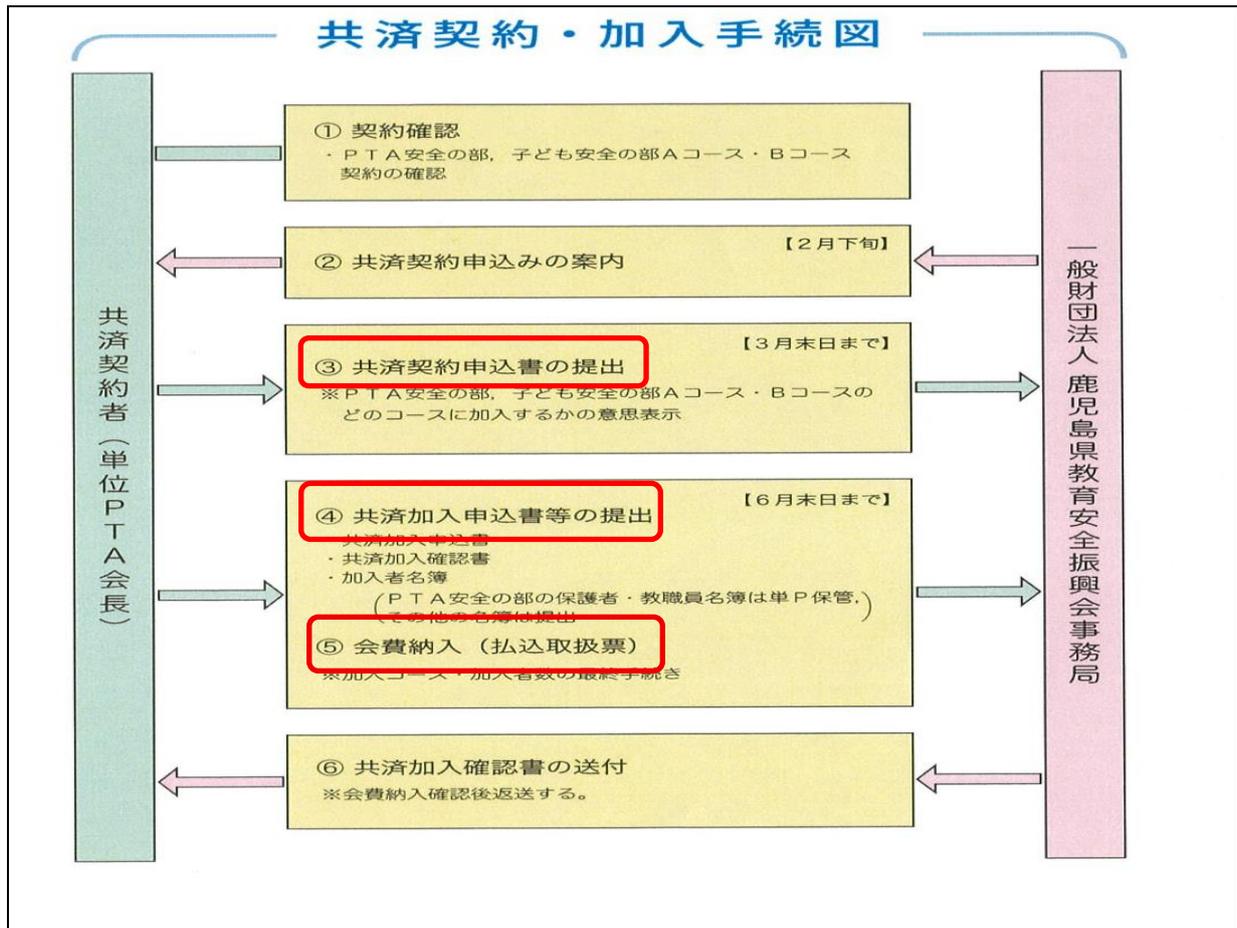
これに該当する場合は、共済金は支払われませんので注意してください。

特に、運動部活動を行っている B コース加入者への周知をお願いします。

※また、「因果関係がはっきりした急性の疾病は適用するが・・・」とあります。災害が発生した場合は、災害の直接の原因を明確にするため、

医療機関での初診は、1週間以内をお願いします。

【5 共済契約・加入手続き】



【説明要点】

② 共済契約申込み案内【2月下旬】

- ・当法人から、2月下旬に共済契約申込みの案内を送りますので、P T A安全の部、子ども安全の部Aコース・Bコースの契約について検討してください。

③ 共済契約申込書提出【3月末日まで】（第8条と第19条）

- ・単位P T A会長は、3月末日までに共済契約申込書を提出することになります。
※共済契約書未提出の場合、4月以降の加入申込みができません。

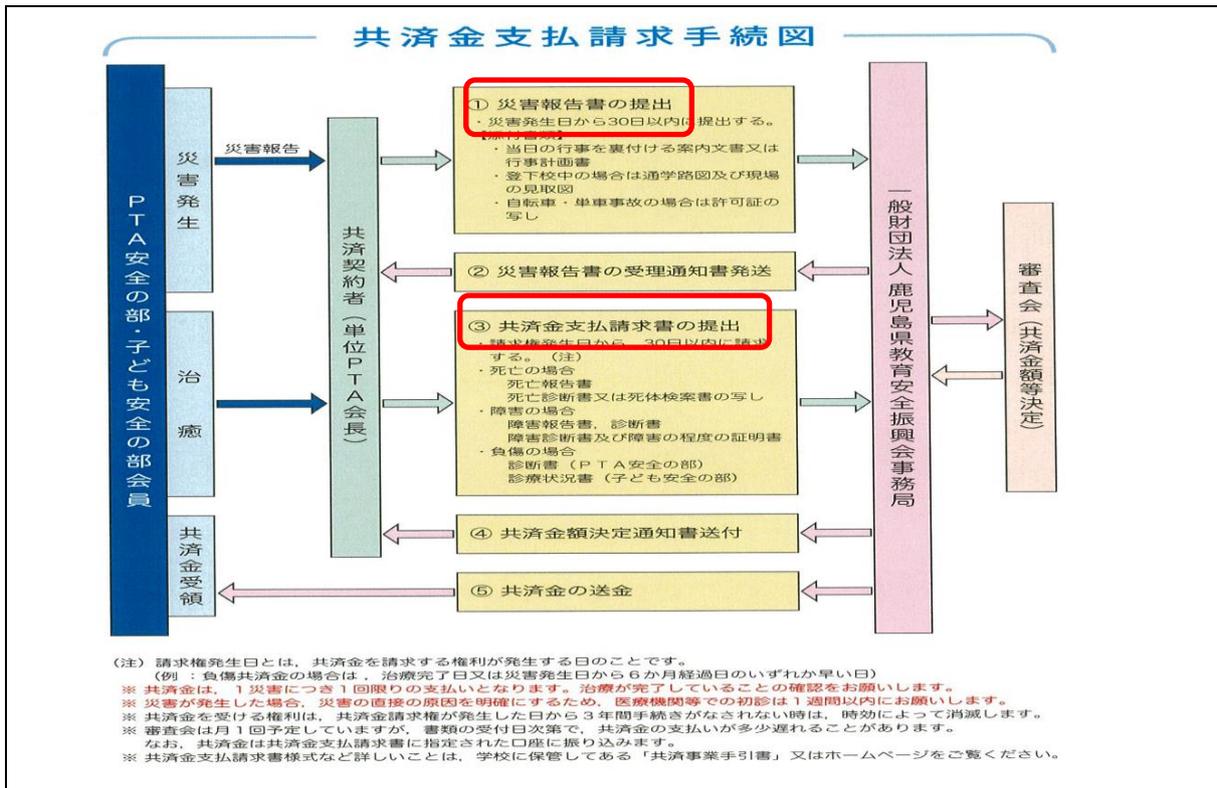
④ 共済加入申込書提出 ⑤会費払込【6月末日まで】（第8条と第19条）

- ・単位P T A会長は、3月末日までに契約したP T A安全の部、子ども安全の部Aコース・Bコースについて、6月末日までに共済加入申込書を提出し、会費を払い込んで、加入手続きが完了することになります。

※期日までに手続きが完了しない場合、3月末日までに行った契約は無効となります。

- ※ 共済加入申込書と一緒に提出された共済加入確認書は、会費振込みを確認後に必要事項を記入して返送します。

【6 共済金支払請求手続き】



【説明要点】

☆ 災害発生 **※医療機関での初診は1週間以内をお願いします。**

① 災害報告書の提出 (第13条・第24条)

- ・単位PTA会長は、災害報告書等を30日以内に提出することとなっています。
 ※遅れた場合は、遅延理由書 (PTA会長名、様式自由) を添付してください。

② 当法人が災害報告書等を受理したら、災害報告書受理書を送付します。

③ 共済金支払請求書の提出 (第14条・第25条)

- ・共済金の支払は、「**1災害につき1回限り**」となっています。**治療完了後**請求書を提出してください。※ただし、治療が長期 (6か月以上) になる場合は、事務局に連絡してください。
- ・診断書若しくは診断状況書に要する費用のうち、**5,000円を上限**として当法人で負担します。(第30条)

☆ 審査会 (第15条・第26条)

- ・月1回開催の審査会で、共済金支払の可否及び金額を決定します。

④ 共済金額決定通知書送付 ⑤共済金の送金 (第15条・第26条)

- ・審査会の結果は単位PTA会長へ通知します。
- ・指定口座 (請求者口座) へ共済金を送金します。